

転出届 手続きチェックシート（市役所での手続き）

R7.4

転入の手続きについては、新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村窓口で行ってください。正当な理由もなく届出をしないときは、過料に科せられる場合があります。

また、以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。それぞれのご事情により、このシートで示したものの以外の手続き及び必要書類がある場合もございますので、各窓口でご確認ください。

**マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから
転出届をオンラインで提出できます！**

マイナポータルへのアクセスはこちら→



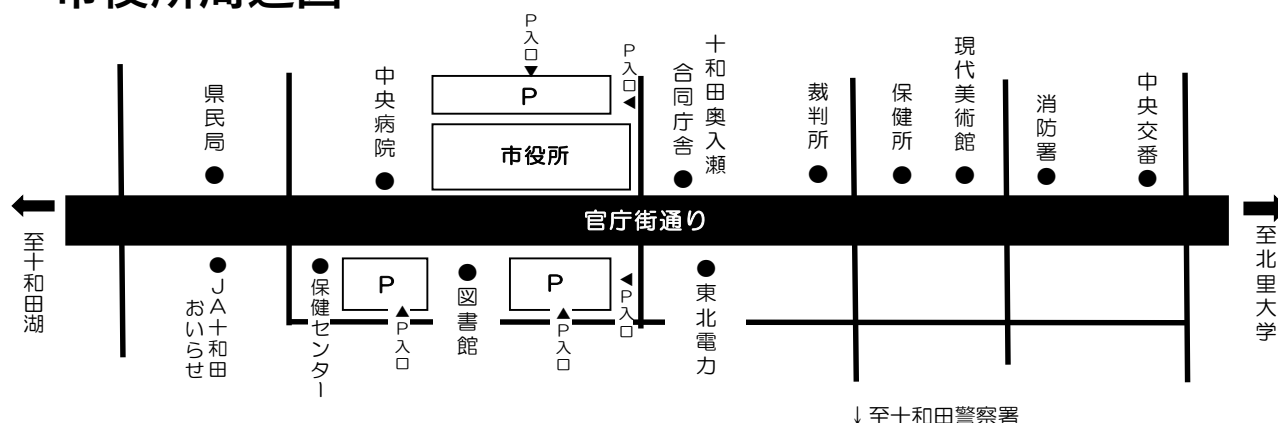
※都合により転出をとりやめるときは、市民課で転出取消の届出をしてください。

転出証明書をお持ちの方は市民課へ返却してください。

	チェック	当てはまるかたはいますか？	転出届出後 十和田市での手続き	必要なものなど	担当課	窓口 番号
印鑑登録・マイナンバー他		印鑑登録しているかた	印鑑登録証の返還 (自身での処分可)	・印鑑登録証 ※登録は転出(予定)日で廃止されます。必要なかたは転入先で新たに登録してください。	市民課 住民記録係 51-6755	4番
		マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちのかた	なし	※転入先へカードを持参してください。 暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。		
		市営住宅に住んでいたかた	市営住宅の異動届等	・住民異動届の写し ※詳しくはお問合せください。	都市整備建築課 建築住宅係 51-6738	別館 2階
健康保険		国民健康保険に 加入しているかた	資格喪失の手続き	・世帯主及び転出者全員分のマイナンバーがわかるもの ・転出者全員分の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ	国保年金課 国保税係 51-6751	10番
		就学等のため市外へ転出するかたの手続き		・届出者の本人確認書類 ・転出者のマイナンバーがわかるもの ・転出者の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ ・在学(在所)証明書		
		特別養護老人ホーム等の施設に入所するため市外へ転出するかたの手続き		・届出者の本人確認書類 ・転出者のマイナンバーがわかるもの ・転出者の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ ・入所(在所)証明書 ・後日、転入先の住民票も必要となります。		
		後期高齢医療保険に 加入しているかた	資格喪失(県外転出)または 資格変更(県内転出)手続き	・転出者のマイナンバーがわかるもの ・転出者の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ	国保年金課 長寿医療係 51-6752	11番
		県外の住所地特例施設に 転出するかた	資格変更の手続き	・転出者のマイナンバーがわかるもの ・転出者の保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ		
年金		国民年金に加入している、 または受給しているかた	なし	※転入先で手続きが必要です。	国保年金課 国民年金係 51-6753	11番
		海外へ転出するかた	任意加入届 等	・届出者の本人確認書類 ・通帳 ・通帳印 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの ※出国前に手続きしてください。		
		農業者年金に加入または 受給しているかた	農業者年金住所変更届出	※詳しくはお問合せください。	農業委員会 51-6740	別館 4階
高齢		介護認定を受けているかた	受給資格証明書の交付	・転出証明書	高齢介護課 認定給付係 51-6722	9番

	チェック	当てはまるかたはいますか？	転出届出後 十和田市での手続き	必要なものなど	担当課	窓口 番号
子ども		児童手当を受給しているかた	受給事由消滅届		こども支援課 こども保育係 51-6717	保健 セン ター （周 辺 図 参 照 ）
		保育施設に入園している お子さんがいるかた	保育施設退所届			
		子ども医療費を受給している かた	受給資格消滅届	・受給資格証	こども支援課 こども給付係 51-6716	
		ひとり親家庭等に該当するかた	ひとり親家庭等医療費助成受 給資格消滅届	・受給資格証		
			児童扶養手当住所変更届	・児童扶養手当証書		
	特別児童扶養手当を受給して いるかた	受給者・児童住所変更届	・特別児童扶養手当の記号・番号がわかるもの			
障がい		障害者手帳をお持ちのかた （身体、療育、精神）	なし	※転入先で手続きが必要です。	生活福祉課 福祉係 51-6718	2階 7番
		自立支援医療を受けている かた	なし	※転入先で手続きが必要です。		
税金		土地・家屋をお持ちのかた	納税管理人申告書		税務課 固定資産税係 51-6768	5番
		海外へ転出するかた	納税管理人申告書		税務課 市民税係 51-6766	
		原付バイク・小型特殊自動車をお 持ちのかた	廃車（転出）申告書等	・ナンバープレート	税務課 諸税係 51-6765	
		未納のあるかた	納税相談		収納課 収納係 51-6760	7番
その他		三本木霊園を使用しているかた	住所変更届	・届出者の本人確認書類	まちづくり支援課 環境衛生係 51-6726	12番
		給水装置をお持ちのかた	名義等変更届		管理課 25-4511	別館 1階
		海外へ転出するかたで、 在外選挙人名簿への登録の 移転を希望するかた	在外選挙人名簿登録移転申請	・旅券（パスポート） ※申請期限は転出届出日から転出（予定）日まで。 ※詳しくはお問合せください。	選挙管理委員会 51-6778	別館 4階

市役所周辺図



十和田市役所 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-23-5111（代表） HP：https://www.city.towada.lg.jp

開庁時間：月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

※各種証明書は上記以外でも交付しております。

- ・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで（戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等）
- ・コンビニエンスストア等（マイナンバーカードをお持ちのかた）
6:30～23:00 システムメンテナンス日を除く